

○ 条例 公布した条例の解説	【解 説】	【条 例】	目 次	岡山県公報	発行 岡山県
○ 岡山県議会委員会条例の一部を改正する	議会事務局議事課	担当課（室）	目 次		
○ 総務学事課	議会事務局議事課	担当課（室）	目 次		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県条例第四十一号

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例

岡山県議会委員会条例（平成四年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

1 (施行期日)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第三項に規定する任期が満了する日までの間は、この条例による改正前の第十七条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

(解説)

◎ 岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び地方自治法の一部改正に鑑み、委員会
への出席説明の要求に関する規定を改正するものである。